

現行計画(令和6～8年度)

認知症の人と家族が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らし続けることができる 共生社会づくりの推進

(1)市民一人ひとりが認知症への理解を深め、「認知症になっても、ともに希望を持って生きることができる」という新しい認知症観を広げる取り組みの推進

- ①認知症に対する正しい理解の促進
- ②認知症の人と家族の参画と本人発信支援

(2)認知症の人の生活におけるバリアフリー化と共生社会づくりの推進

- ①認知症の人と家族が希望を持って暮らし続けることができる取り組みの強化
- ②認知症の人が役割を持ち、地域づくりの一員として活躍する機会や場の創出
- ③認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ④認知症の人の介護家族等への支援の充実

(3)医療・介護専門職等の多職種連携による認知症への対応力の強化

- ①認知症の早期相談・早期診断・早期対応のための支援
- ②医療従事者の認知症対応力向上
- ③介護従事者の認知症対応力向上

共生社会の推進を実現するための
認知症基本法
(令和6年1月1日施行)

全ての認知症の人の基本的人権を明記

【基本理念(第3条第2項)】

市民一人ひとりが「新しい認知症観」の理解を深めることができるようにすること

【基本理念(第3条第3項)】

認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全かつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、自己に直接関係する事項について意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じて、その個性と能力を十分に発揮することができる

【基本理念(第3条第4項)】

認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な医療保健サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される

【基本理念(第3条第5項)】

・認知症の人のみならず、家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる

認知症基本法・基本計画の理念に則り、新たに組みたい事業案

※案 認知症施策は8月6日介護保険審議会にて協議予定

新しい認知症観に基づく共生社会づくりの推進

(1)市民一人ひとりが認知症への理解を深める取り組みの推進

- ・新しい認知症観の実感的理解(※)に関する取り組みの推進
※実感的理解:知識としてではなく、認知症の人と関わり、その体験や語りに触れることを通じて、自分事として捉え、理解すること。
- ・認知症の理解促進を企業に広げる取り組み
- ・全市職員に対する「新しい認知症観」の研修実施
- ・全庁の認知症対応状況の把握及び講座の開催検討
- ・認知症の人が大事にしていること等に着目して「可能性指向(※)」へと見方を変えていくための方策の検討
※可能性指向:認知症の人の困りごとや苦勞(生活課題)に着目するのではなく、その人が大切にしていることや楽しみ、知恵に着目して、本人とともに良い環境をつくりだしていく視点。

(2)認知症の人と家族の生活におけるバリアフリー化の推進

- ・認知症地域支援推進員による仙台版チームオレンジの活動促進
- ・一般市民が認知症の人の意思決定支援を学べる機会の拡充
- ・認知症地域支援推進員の配置先の拡充
- ・生活の工夫講座の実施
- ・認知症の人の行方不明時の早期発見に資するシステム導入の検討

(3)医療・介護専門職等の多職種連携による認知症への対応力の強化

- ・認知症の人が大事にしていること等に着目して「可能性指向」へと見方を変えていくための方策の検討(再掲)
- ・全庁の認知症対応状況の把握及び講座の開催検討(再掲)